

令和2年度 学校いじめ防止基本方針

三木市立三木特別支援学校

1 基本方針の策定について

【学校教育目標】 一人一人が「輝き」、「主体的」に活動する児童生徒の育成

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめ問題に対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

また、特別支援学校として、障がい児（者）理解、共生社会の形成に向けた交流及び共同学習の推進を行うことで、障がい児（者）理解の推進を行い、障がい児（者）に対するいじめの未然防止に取り組む。

2 いじめへの対応について

(1) 未然防止

- ①障がいについての知識と理解を深め、社会の中で自分らしく生きる手立てを習得させる。
- ②行事・集会・授業等で異年齢児童生徒と活動し、相互にいたわり敬愛する関係を築く。
- ③交流及び共同学習において、コミュニケーション能力を育成する。また、地域での関わりを深めると共に、他校児童生徒との相互理解に努める。

(2) 早期発見

- ①休み時間のみならず、すべての指導、支援を通して子どもたちの様子に目を配る。
- ②学級担任を中心に、教職員は、子どもたちの人間関係の把握に努める。
 - ・職員会議、特別支援教育校内委員会、学部会、クラス会において児童生徒の情報交換を行う。
- ③連絡帳を活用し、保護者との情報交換に努める。
- ④全保護者を対象とした日々の教育相談を実施する。

(3) 早期対応

- ①当事者双方と周りの子どもから、個々に聴き取り記録する。
- ②教職員全員で共通理解を図り、指導のねらいを明確にする。
 - ・「いじめ対応マニュアル（兵庫県・三木市）」を活用する。
 - ・指導体制を整え、対応する教職員の役割分担をする。
 - ・教育委員会・関係機関との連絡調整を行い、指導体制、方針を決定する。
- ③「いじめは決して許されない」という人権意識を持たせる。
- ④保護者の協力を求め、学校との指導連携について協議する。

(4) ネット上のいじめへの対応

- ① ネット使用のルールについて伝える。
- ② 保護者との連携を密にし、些細な気付きを尊重して現状の把握に努める。
- ③ 場合によっては、警察やプロバイダーと連携して対応する。

(5) 体制

- ① いじめ防止対策委員会（校長・教頭・生活指導担当・特別支援コーディネーター・養護教諭）を設置し、いじめ問題に対する調査、対応、体制作りを行う。尚、いじめの兆候が発見された場合は、学級担任・関係教諭、必要に応じていじめ防止センターや外部専門家を含めて対応チームを結成する。
- ② いじめ防止の年間指導計画を策定する。

3 いじめの未然防止、早期発見、対応に向けた取組と年間指導計画

月	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4	いじめ防止対策委員会 ◇基本方針の確認 ◇いじめ対応マニュアルの確認 ◇年間計画 集会	職員会議 学部会 クラス会 特別支援教育校内委員会 家庭訪問 学部懇談会
5	集会	職員会議 学部会 クラス会
6	集会 居住地校交流 地域校交流 ペア学習	職員会議 学部会 クラス会
7	集会 居住地校交流	職員会議 学部会 クラス会 学級懇談 個人懇談
8		職員会議 学部会 クラス会
9	集会 ふれあいフェスティバル	職員会議 学部会 クラス会 特別支援教育校内委員会
10	集会 居住地校交流 ペア学習	職員会議 学部会 クラス会
11	集会 居住地校交流 地域校交流 花植え交流	職員会議 学部会 クラス会
12	集会 居住地校交流 学習発表会	職員会議 学部会 クラス会 学校アンケート（保護者向け）
1	集会	職員会議 学部会 クラス会 特別支援教育校内委員会
2	集会 居住地校交流 ペア学習	職員会議 学部会 クラス会 学校懇談会
3	いじめ防止対策委員会 ◇まとめと来年度への課題検討 ◇基本方針の見直し 集会 居住地校交流	職員会議 学部会 クラス会 個人懇談